平成２９年（フ）第１７２号
青森県十和田市大字米田字平中32番地１
破産者　米沼　賢一
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３８５号
盛岡市下飯岡14地割20番地４
破産者　川崎久美子
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９５号
岩手県花巻市若葉町２丁目11番７号コーポカツラ101号、前住所岩手県花巻市上根子字法領46番地８（前々住所）栃木県佐野市浅沼町381番地16
破産者　小山　和範
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第３７号
宮城県大崎市岩出山字二ノ構38番地７、従前の住所宮城県加美郡加美町字西町20番地
破産者　佐藤　　隆
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３５７号
静岡県沼津市東椎路1192番地の２　グランスイート沼津Ａ201
破産者　山形　昭子
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
鳥取県倉吉市国府292番地
破産者　長尾　　博
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第６１７号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台７番502号
破産者　保永美津江
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６３６号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目12番19―502号
破産者　村田　富子
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２０号
宮崎市永楽町161番地１　グレイヴィーⅠ―301号
破産者　吉田きよみ
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３８８号
宮崎市田野町甲7494番地８、前住所宮崎市田野町甲2735番地１
破産者　徳田　修一
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４０２号
宮崎市清武町正手１丁目３番地　黒木静アパート101号
破産者　三原　直子（旧姓黒木）
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０９号
鹿児島県日置市伊集院町麦生田586番地
破産者　稲田潤一郎
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６２８号
福岡県遠賀郡岡垣町大字海老津101番地19
破産者　米村　育子
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４号
岩手県宮古市大通２丁目７番３号、旧住所岩手県宮古市大通２丁目７番18号
破産者　河野　昌則
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第５５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目28番16号　かつえ荘７、従前の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷東１丁目10番３号
破産者　金澤キミ子
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目28番16号　かつえ荘７、従前の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷東１丁目10番３号
破産者　金澤ゆかり
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
仙台市宮城野区岡田字浜通60番地の14
破産者　瀬戸　誠一
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係